

## 日本維新の会 党大会規則

### (目的)

第1条 本規則は、党規約第5条第6項の規定に基づき、党大会の構成、運営等に関し必要な事項について定める。

### (党大会の構成)

第2条 党大会の構成員である特別党員は、党大会を招集した日に特別党員であり、かつ、党大会の日に特別党員である者とする。

- 2 代表、幹事長又は党大会実行委員会が指名する者は、党大会に参加することができる。
- 3 前2項にかかわらず、代表の選出を行う党大会については、党規約第7条第9項に基づく代表選挙規則によるものとする。

### (党大会の種別)

第3条 党大会は、定期党大会と臨時党大会とする。

- 2 定期党大会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時党大会は、常任役員会が開催を決議したとき、党規約第7条第4項の規定により開催されるとき、代表選挙を代表選挙規則に基づき代表選挙管理委員会が行うとき、又は過半数の構成員が代表に対し臨時党大会の開催を要求したときに、開催しなければならない。

### (党大会の招集)

第4条 党大会は、代表が、構成員に対して、党大会の日の10日前までに招集状を発送して招集するものとする。

- 2 前項の招集状には、党大会の日時、場所、付議する事項を記載しなければならない。ただし、付議する事項については、緊急の場合に限り、別途の方法で通知することができる。
- 3 代表が欠員であるときは、党規約第8条第5項で定められた代表の職務を代行する者が招集する。

### (党大会の成立等の要件)

第5条 党規約第5条第5項で規定する党大会の成立要件である出席者数及び議決要件である行使された議決権の数には、委任状の提出数を含むものとする。

### (党大会実行委員会)

第6条 党大会ごとに党大会実行委員会を置き、当該委員会が党大会を企画運営する。

- 2 党大会実行委員会に、委員長を置く。
- 3 委員長は、党大会の事務を統理する。
- 4 委員長は、常任役員会の承認を得て、代表が選任する。
- 5 委員長は、副委員長及び委員若干名を選任することができる。
- 6 委員長は、幹事長の承認の下、党規約第9条第6項に規定する本部事務局の職員をして党大会

の事務にあたらせることができる。

(議長)

第7条 党大会に、議長を置く。

- 2 党大会の議長は、党大会の秩序を保持し、議事を整理する。
- 3 党大会の議長は、党大会ごとに党大会において選任する。
- 4 党大会に、議長を補佐するため副議長を置くことができる。その選任は、議長の指名による。

(議案)

第8条 副代表、幹事長、政務調査会長、総務会長等の人事報告に関する議案は、代表が提案する。

- 2 予算に関する議案は、幹事長が党大会に提案する。
- 3 決算に関する議案は、総務会長が党大会に提案する。
- 4 年間活動計画、党規約の改正その他重要事項に関する議案は、幹事長が党大会に提案する。
- 5 構成員の5分の1以上の者から要求があった議案は、前4項に準じて追加提案する。
- 6 代表選出に関する議案は、代表選挙管理委員会が所管する。
- 7 欠員による代表選出を行う党大会においては、代表選出の議案以外は提案できないものとする。

(議決)

第9条 党大会の議事は、議長を除く行使された議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、代表選挙に関する議決は代表選挙規則に従うものとする。

(議決権の行使)

第10条 党大会会場における議決権の行使は、党大会会場に在席して行使するものとする。

- 2 議長が議決しようとするときは、議決に付する議案を宣告しなければならない。
- 3 議長が議決しようとするときは、議案について可とする者を起立させ、起立者の多少を認定することにより、議案についての可否の結果を宣告する。
- 4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は前項の宣告に対し出席した構成員の5分の1以上の者が異議を申し立てたときは、議長は、記名投票により議決し直さなければならない。
- 5 議長が必要と認めたとき、又は出席者の5分の1以上の者の要求があったときは、記名投票で議決しなければならない。
- 6 前2項の規定により記名投票を行う場合には、党員番号及び氏名の記載がある記名押印又は署名を行った書面を投票箱に投入するものとする。
- 7 第4項又は第5項の記名投票を行うときは、議場の閉鎖をする。
- 8 第4項又は第5項の記名投票が終ったときは、議長は、その結果を宣告し、議場の解放をする。
- 9 第4項又は第5項の記名投票を行う場合において、議長が投票時間を制限したときは、その時間内に投票しない者は、議決権を放棄したものとみなす。
- 10 構成員は、議決後の更正を求めることができない。
- 11 代表選挙に関する議決は、別途代表選挙規則で定める。

(会期不継続の原則)

第 11 条 党大会中に議決に至らなかった議案は、後会に継続しない。

(議事録)

第 12 条 党大会の議事録は、党大会実行委員会又は事務局が作成する。

(オンライン党大会)

第 13 条 党規約第 29 条の規定に基づき党大会をオンラインで開催しようとする場合は、常任役員会が開催方法、議決方法等の運営の仕方をオンライン党大会実施要領として定めなければならない。

附則【平成 28 年 2 月 20 日制定】

この規則は、決定と同時に施行する。

附則【平成 29 年 3 月 25 日改正】

この規則は、平成 29 年 3 月 25 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。

附則【令和 4 年 3 月 27 日改正】

この規則は、令和 4 年 3 月 27 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。